

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 8月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	海水熱交換器建屋(北側)誘導灯において、電源ケーブルの絶縁不良による一部不点灯(46灯中、2灯)が認められたため、当該電源ケーブルを点検・修理。なお、応急処置として蓄光式誘導標識を不点灯箇所付近に設置予定。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	固化系固化材受入ポンプ用電動機において、冷却ファンカバーに腐食(冷却ファンの一部が露出)が認められたため、当該カバーを点検・修理。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	焼却設備トリチウム回収装置試料採取入口配管温度指示調節計点検において、温度指示不良(指示値の精度外れ)が認められたため、当該指示計を交換。	GIII	